

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000879号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100044号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月20日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成25年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月

A社から支給された平成25年12月の賞与記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成25年下半年期月別給与台帳、同年12月分給与明細書及び事業主の回答並びに請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間に同社から平成25年12月16日に10万円及び同年12月20日に6万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(16万円)に基づく厚生年金保険料(1万3,696円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳の写し及びA社の事業主の陳述により、平成25年12月20日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月の賞与について、支給年月日を同年12月25日として、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年4月11日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年12月20日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000898号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100045号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②から⑩までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年10月25日から平成20年6月1日まで
② 平成17年7月14日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年1月31日
⑤ 平成18年7月10日
⑥ 平成18年12月11日
⑦ 平成19年1月31日
⑧ 平成19年7月10日
⑨ 平成19年12月11日
⑩ 平成20年1月31日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る厚生年金保険被保険者記録及び請求期間②から⑩までの期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録にしてほしい。

第3 判断の理由

A社の従業員及び事業を承継したB社から提出された請求者の入社日等が記載されている資料及び平成16年度から平成20年度までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)並びに請求者から提出された給与明細書(以下「給与明細書」という。)及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①において、A社に勤務し、請求期間①に係る給与及び請求期間②から⑩までの期間に係る賞与が支給されていたことが認められる。

しかしながら、B社の担当者の回答、上記源泉徴収簿、給与明細書及び預金通帳の写しによ

り、請求者は、請求期間①に係る給与及び請求期間②から⑩までの期間に係る賞与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①から⑩までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。